

調剤システム委員会会員限り

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算 疑義(調剤)

保健医療福祉情報システム工業会
調剤システム委員会

No.	優先度	記入月日	会社名	ページ	項目名	疑義事項	疑義回答	備考
1	S	2024/7/26	JAHIS	2	個別改定項目について 『①医療情報取得加算の見直し』	『調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（注3に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、医療情報取得加算として、12月に1回に限り1点を所定点数に加算する。』と書かれていますが、マイナンバーカード提出問わず、すべての患者様に適用との認識でよろしいでしょうか？		
2	S	2024/7/26	JAHIS	中医協 総-8 6.7.14 P2	個別改定項目について①医療情報取得加算の見直し	12月1日から開始の「医療情報取得加算」について、算定要件は、従来の「医療情報取得加算2」を引き継ぐことで良いですね？		
3	S	2024/7/26	JAHIS	総-8 答申について（個別改定項目について） 2ページ	医療情報取得加算の算定について	「調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（注3に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、医療情報取得加算として、12月に1回に限り1点を所定点数に加算する。」とあるが、次の場合医療情報取得加算を算定できる月はいくつか？ ①2024年10月に医療情報取得加算1を算定している場合、医療情報取得加算1の算定を引き継ぎず、医療情報取得加算は2024年12月以降に算定可能 ②2024年10月に医療情報取得加算1を算定している場合、医療情報取得加算1の算定を引き継ぎ、医療情報取得加算は2024年10月以降に算定可能 ③その他		
4	S	2024/7/26	JAHIS	総-8 答申について（個別改定項目について） 2ページ	医療情報取得加算の算定について	「調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（注3に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、医療情報取得加算として、12月に1回に限り1点を所定点数に加算する。」とあるが、次の場合医療情報取得加算を算定できる月はいくつか？ ①2024年10月に医療情報取得加算2を算定している場合、医療情報取得加算2の算定を引き継ぎず、医療情報取得加算は2024年12月以降に算定可能 ②2024年10月に医療情報取得加算2を算定している場合、医療情報取得加算2の算定を引き継ぎ、医療情報取得加算は2024年10月以降に算定可能 ③その他		

紹介先

厚生労働省

厚生労働省

厚生労働省

厚生労働省

調剤システム委員会会員限り

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算 疑義(調剤)

保健医療福祉情報システム工業会
調剤システム委員会

No.	優先度	記入月日	会社名	ページ	項目名	疑義事項	疑義回答	備考	紹介先
10	S	2024/7/26	JAHIS	総-8答申について(個別改定項目について) 9~11ページ	医療DX推進体制整備加算の算定について	医療DX推進体制整備加算1、医療DX推進体制整備加算2、医療DX推進体制整備加算3に分かれるが、全てにおいてマイナ保険証の利用率が施設基準として設けられています。 この利用率は、毎月確認を行い、翌月どの医療DX推進体制整備加算が算定可能かを各薬局で判断することでしょうか？	【9/11 JAHIS調剤改正分科会】 そのとおり	後発医薬品調剤体制加算のように、毎月、集計結果をもとに見直しが必要かどうかの確認です	厚生労働省
12	S	2024/7/26	JAHIS	9ページ	個別改定項目について	レセプト件数ベースマイナ保険証利用率で「同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合」との記載がありますが、具体的な計算対象と方法を教えてください。 ・月遅れレセプトの取り扱いや返戻レセプトの取り扱い。 ・レセプト内の1カウントの詳細(マイナ保険確認分もレセプトに含まれている必要がある認識) ・マイナ保険証利用者数の1カウントの詳細。 ・保険の種類(医療扶助単独含むかどうかなど) ・月途中の保険変更(前期高齢から後期高齢者になるなど) ・訪問診療、オンライン診療のオンライン資格確認は対象かどうか。			支払基金
15	S	2024/7/26	JAHIS	9ページ、10ページ	個別改定項目について	レセプト件数ベースマイナ保険証利用率および経過措置における、オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率で「社会保険診療報酬支払基金から報告されるもの」との記載がありますが、算定月の前月末には3月前(経過措置は2月前)の確認ができる認識でよろしいでしょうか。 加算算定月：令和6年10月 3月前：令和6年7月レセプト件数ベースマイナ保険証利用率 → 9月末で確認できるか。 経過措置 2月前：令和6年8月オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率 → 9月末で確認できるか。	【9/11 JAHIS調剤改正分科会】 支払基金からのメール通知及び、「医療機関等向けポータルサイト」から確認が可能です。 【9/13 支払基金本部】 ご認識のとおりです。	9/3付け事務連絡 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1) 問2参照してください。	支払基金

調剤システム委員会会員限り

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算 疑義(調剤)

保健医療福祉情報システム工業会
調剤システム委員会

No.	優先度	記入月日	会社名	ページ	項目名	疑義事項	疑義回答	備考	紹介先
16	S	2024/7/26	JAHIS	9	②医療 D X 推進体制整備加算の見直し	<p>『(7) 医療 D X 推進体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、令和6年10月1日から12月31日までの間においては15%以上であること。 (8) (7)について、令和7年1月1日以降においては、「15%」とあるのは「30%」とすること。 (9) (7)について、医療 D X 推進体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。』とありますが、支払基金さまからはいつ情報が届き、いつから設定可能なのでしょうか？</p>	<p>【9/11 JAHIS調剤改正分科会】 支払基金からのメール通知及び、「医療機関等向けポータルサイト」から確認が可能です。 【9/13 支払基金本部】 疑義解釈資料の送付について(その1)の別添1・2・3の間2・4の回答をご確認ください。</p>	<p>9/3付け事務連絡 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1) 問2参照してください。</p>	<p>紹介先 支払基金</p>
17	S	2024/7/26	JAHIS	9ページ	個別改定項目について	<p>「医療 D X 推進体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」とありますが、具体的には以下の認識でよろしいでしょうか。 加算算定月：令和6年10月 3月前：令和6年7月 その前月：令和6年6月 前々月：令和6年5月</p>	<p>【8/1 JAHIS調剤改正分科会】 その通り</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/content/102</p>	<p>厚生労働省</p>
18	S	2024/7/26	JAHIS	11ページ	個別改定項目について	<p>経過措置で「医療 D X 推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」とありますが、具体的には以下の認識でよろしいでしょうか。 加算算定月：令和6年10月 2月前：令和6年8月 その前月：令和6年7月 前々月：令和6年6月</p>	<p>【8/1 JAHIS調剤改正分科会】 その通り</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/content/102</p>	<p>厚生労働省</p>
21	S	2024/7/26	JAHIS	5	②医療 D X 推進体制整備加算の見直し	<p>『(11) マイナポータル上の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。』とありますが、マイナポータル上の医療情報等は患者様しか見ることとはできないと思いますが、どのようにすればよいのでしょうか？具体例を教えてくださいませんか？</p>			<p>厚生労働省</p>

調剤システム委員会会員限り

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算 疑義(調剤)

保健医療福祉情報システム工業会
調剤システム委員会

No.	優先度	記入月日	会社名	ページ	項目名	疑義事項	疑義回答	備考	紹介先
22	S	2024/7/26	JAHIS		04-06_20240717_中医協_個別改定項目(点数入).pdf	「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」は、医療機関等向け総合ポータルサイトのプロフィールから確認できる「マイナ保険証の利用状況のお知らせ」と同義でしょうか。	<p>【9/11 JAHIS調剤改正分科会】 支払基金からのメール通知及び、「医療機関等向けポータルサイト」から確認が可能です。</p> <p>【9/13 支払基金本部】 8月から医療機関等向け総合ポータルサイトのプロフィールでは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」と「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」の双方をご確認いただけるようにしております。</p>	9/3付け事務連絡 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1) 問2参照してください。	支払基金
25	S	2024/7/26	JAHIS	7~11	総-8 答申について(個別改定項目について) - ②医療DX推進体制整備加算の見直し- 2. 保険薬局が算定する医療DX推進体制整備加算について	医療DX推進体制整備加算1、2、3の施設基準について ・レセプト件数ベースマイナ保険証利用率 または ・オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率(令和6年10月~令和7年1月の経過措置) から判断する旨の記載となっております。 どちらも「社会保険診療報酬支払基金から報告されるもの」として記載されていますが、これらは必ずその「報告される値」を判断基準とし、レセコン独自で集計した値で判断するような類のものではないと考えよいでしょうか。	<p>【9/11 JAHIS調剤改正分科会】 支払基金からのメール通知及び、「医療機関等向けポータルサイト」から確認が可能です。</p> <p>【9/13 支払基金本部】 ご認識のとおりです。</p>	9/3付け事務連絡 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1) 問2参照してください。	支払基金
26	S	2024/7/26	JAHIS	9	②医療DX推進体制整備加算の見直し	『施設基準告示』 五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準 (1) 医療DX推進体制整備加算1 ト 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る十分な実績を有していること。』となっておりますが、実績は支払基金様より情報提供いただく以外に確認方法はありますか？	<p>【9/13 支払基金本部】 支払基金から提供する情報(メールによる通知又はポータルサイト内で確認)以外に確認方法はあります。</p>		支払基金
27	S	2024/7/26	JAHIS		医療情報取得加算	調剤行為コードはいつ頃公開されますか？	<p>【9/11 JAHIS調剤改正分科会】 9/6診療情報提供サービスで公開されています。 https://shinyohoshu.mhlw.go.jp/shinyohoshu/</p> <p>【9/13 支払基金本部】 令和6年11月8日頃公表予定です。</p>		支払基金
28	S	2024/7/26	JAHIS		医療情報取得加算	記載要領の別表IVはいつ頃公表されますか？	<p>【8/21 JAHIS調剤改正分科会】 8/20に点数表の通知とともに公表されました。 https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001291807.pdf</p>		厚生労働省
29	S	2024/7/26	JAHIS		医療DX推進整備体制加算	調剤行為コードはいつ頃公開されますか？	<p>【9/6 JAHIS調剤改正分科会】 9/6に公表されました。 【9/13 支払基金本部】 令和6年9月6日公表しております。</p>		支払基金

調剤システム委員会会員限り

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算 疑義(調剤)

保健医療福祉情報システム工業会
調剤システム委員会

No.	優先度	記入月日	会社名	ページ	項目名	疑義事項	疑義回答	備考
31		2024/8/21	JAHIS	18	診療報酬の算定方法の一部を改正する件	<p>10の2 調剤管理料 注6 医療情報取得加算として、1年に1回に限り1点を所定点数に加算する。 元々中医協の資料では12月に1回となっていました、1年に1回に記載が変わりました。 この1年に1回とは暦年で考えてよいのでしょうか？ 例えば12月31日に算定した場合、翌年1月1日には算定可能となるのでしょうか？</p>		
32								
33								
34								
35								

紹介先

厚生労働省